

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を改正する規約（案）

阿賀野市地域公共交通協議会規約の一部を次のように改正する。

第 1 条中「地域公共交通総合連携計画」を「地域公共交通網形成計画」に改め、「作成」の次に「及び実施」を加え、「及び計画の実施に係る連絡調整」を削る。

第 9 条に次の 1 項を加える。

8 会長は、軽易な事項又は急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって会議の決議に代えることができる。この場合において、第 2 項及び第 4 項の規定を準用する。

別表中「企画観光部」を「交通政策部」に、「企画観光課長」を「総務課長」に、「企画政策課長」を「市長政策課長」に、「福祉課長」を「高齢福祉課長」に改める。

附 則

この規約は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。